

中小企業経営強化税制・固定資産税の特例に係る「生産性向上設備証明書」の発行について

(一社)日本検査機器工業会

I. はじめに

中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しする中小企業投資促進税制と固定資産税の特例が平成29年3月15日に改組され、中小企業経営強化税制・固定資産税の特例(以下、本税制)となりました。これにより、経営力向上設備等の対象が「器具・備品」「工具」等に拡大されたため、当工業会も対象設備について証明書(中小企業強化税制、固定資産税の特例に共通です)を発行いたします。

証明書の発行をご希望の方は、II項以降の内容・手順に準じてお申込みください。

※本税制等に関する詳細は、3頁の[VII. 参考資料の参照先](#)をご確認ください。

II. 証明書の発行条件

当工業会が証明書を発行する設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で「器具・備品」の「試験・測定機器」に分類される「いわゆる非破壊検査機器」と関連する「工具」で、必要な条件を満たしている場合に中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る生産性向上要件証明書(以下、[生産性向上設備証明書](#)、または[証明書](#))を発行いたします。

(1) 対象設備の位置付け

経営力向上設備	┌	生産性向上設備(A類型) — 「器具・備品」/「試験・測定機器」、「工具」
		収益力強化設備(B類型) — 経産省経済産業局へ申請

※対象の工業会に申請 ※当工業会の対象設備: **非破壊検査機器**

(2) 対象設備の条件

設備の取得年度(1～12月、2017年は4月～)を基準とし、次の表1の条件を満たすことが必要です。

表1 取得設備の条件

設備の種類	用途又は細目	取得価格	販売開始時期
器具・備品	非破壊検査機器(例:表2)	30万円以上	6年以内
工具	上記機器に関する、測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
生産性向上	生産性向上指標が前モデルと比較して年平均1%以上向上していること		

(3) 設備取得の手続き (詳細は、[VII. 参考資料の参照先](#)の①、③、④をご確認ください)

- ① 工業会による証明書や、経済産業局による投資利益率に関する確認書を取得します。
- ② 当該設備を利用し生産性を上げるための[経営力向上計画認定申請書](#)を事業分野の担当省庁に提出し、経営計画の認定を受けます。①の書類(写し)はこの申請書の付属資料となります。
- ③ 認定を受けた計画に基づき、当該設備を取得します。

(4) 証明書の発行申請の手続きについては、IV以降を参照願います。

III. 当工業会に係る設備(器具・備品)

表2 非破壊検査機器の例

放射線検査装置関係	磁粉・浸透検査装置関係	電磁検査装置関係	超音波検査装置関係
X線透視装置(全般)	磁気探傷装置(全般)	渦流探傷装置(全般)	超音波探傷装置(全般)
X線透過装置	磁気探傷器	渦流探傷器	超音波探傷器
X線異物検査装置	ブラックライト	電磁式導電率計	超音波ボルト軸力計
X線CT装置	漏洩磁束探傷装置	電磁式透磁率器	超音波音速計
X線デジタルラジオグラフィ装置	磁気計測器	電磁式膜厚計	超音波厚さ計
RIによる検査装置	着磁装置	電磁式焼入れ硬度計	超音波弾性率測定器
X線成分分析装置	脱磁装置	電磁式異材弁別器	超音波黒鉛球状化率測定器
X線解析装置	浸透探傷装置(全般)	電磁式亀裂深度計	超音波異方性測定器
X線応力測定器	蛍光浸透探傷装置	抗磁力測定器	超音波レベル計
X線照射装置	加温加圧装置	電磁式金属探知機	

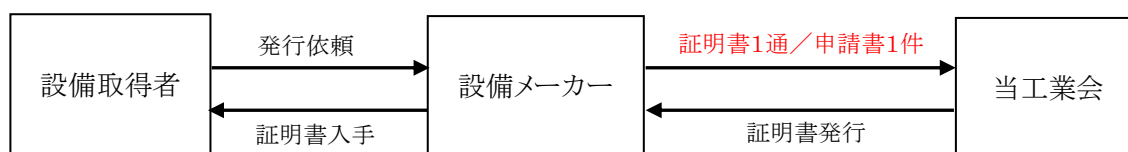
・その他の設備はお問い合わせください。

・一般的な光学カメラによる画像処理技術やレーザー技術を応用した設備等は対象外となります。

IV. 証明書の発行手続き

1. 証明書の発行プロセス

生産性向上設備投資促進税制と同様に、証明書1通につき1件の発行申請書を提出してください。



※当工業会では1件の発行申請書で複数通の証明書を発行する「型式確認方式」は採用しません。

2. 証明書の申請条件と有効期限

- (1) 「経営力向上計画認定申請書」の8. 経営力向上設備等の種類の項に記載する、同一型式・同一所在地(設置場所)・同一取得年度(1～12月)毎に1通の証明書が必要になります。従って、同じ設備を同じ所在地に設置する場合、同じ年度であれば台数に関係なく1通の証明書で良いことになります。尚、所在地について経営力向上計画認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者は入手した証明書の記載内容を変更することができます。
- (2) 以上より、証明書の有効期限は発行年度末(12月末)になります。

3. 証明書発行申請書の構成

申請書は、表紙(発行申請書)、様式1(証明書)、様式2(チェックリスト)、添付資料で構成されています。申請書は申請対象の設備に関し、表3の分類に応じて必要なものを提出してください。

表3 対象設備の申請区分

対象設備の申請区分		発行申請書/証明書	添付資料
		表紙・様式1・様式2	
1	促進税制で「先端設備」として型式登録済(会員のみ)	提出	不要
2	本税制で初めての申請の場合	提出	提出
3	本税制で証明書の発行実績がある場合(リポート申請) ※上記2の証明書発行以降で、納入先は問いません。	提出	不要
4	同一番号証明書の再発行申請の場合(注1)	提出	不要

(注1) 同一番号証明書の再発行

中小企業経営強化税制も固定資産税制の特例も証明書のコピーが利用できます。但し、設備取得者は証明書の原紙を保管する義務があります。証明書番号は経営力向上計画認定書に記載されるため証明書原紙を紛失した場合は、同一内容に限り同一番号の証明書を再発行いたします。

但し、新規発行と同様の取り扱いになりますので、発行申請手数料と同額の手料をいただきます。また、上記以外の再発行は次の理由からできませんので、申請書の記入にはご注意ください。

理由：本証明書は、経営力向上計画の認定申請や税務申告を行う際の付属資料となりますが、いずれも写しを提出します。このため原紙を差し替えて再発行した場合でも、同一証明書番号で内容が異なる証明書の写しが存在する可能性があるため。

4. 発行申請用紙

申請用紙の用紙(電子ファイル)と見本(記載事例)は以下のリンク先から入手してください。

- (1) 発行申請書(表紙) [用紙1](#) [見本1](#)
- (2) 証明書(様式1) [用紙2](#) [見本2](#)
- (3) チェックリスト(様式2) [用紙3](#) [見本3](#)

5. 添付資料

証明書発行の審査には下記の資料が必要ですのでご提出ください。

- (1) 設備の仕様がわかるカタログ、仕様書など
- (2) 設備の生産性向上を示す指標数値や販売開始年月がわかる書類あるいは証明書

※詳細は右の資料をご確認ください。 [添付資料](#)

6. その他

- (1) 返信用封筒(返信用住所を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封してください。
- (2) 提出書類のうち返却するものは当工業会印を押印した証明書(様式1)のみで、原紙をお返します。
- (3) 証明書の写し及び他の資料は工業会で保管しますが、確認審査以外の目的には使用しません。
- (4) 当工業会が必要と判断した根拠資料の提出や生産性向上の合理的説明がなされない時は、証明書を発行できない場合がありますので、適切な添付資料の提出にご留意ください。
- (5) 証明書は、本税制の適用を保証するものではありません。適用可否は設備取得事業者が本税制の適用を申請した税務署の判断に依ります。

V. 証明書申請手数料

1件あたり、次の手数料をいただきます。

- (1) 会員 2,000円(消費税別)
- (2) 非会員 4,000円(消費税別)

VI. お支払い方法

1. 会員の方は:

証明書送付と同時に請求書を同封しますので、会員支払い条件にて振込みをお願いします。
(振込み手数料をご負担願います)

2. 非会員の方は:

- (1) 証明書発行申請書を受理した時点で請求書をお送りしますので、請求書に記載した指定口座に振り込みをお願いします(振込み手数料をご負担願います)。
- (2) ご入金を確認後に審査を開始いたします。
- (3) 審査に合格した場合は、ご入金を確認後に証明書を発行し送付申し上げます。
- (4) 証明書を発行できない場合、受領した手数料はお返しできませんのでご了承をお願いします。

VII. 参考資料の参照先 (クリックでリンク先が開きます。①～⑦は中小企業庁の資料です。)

- ① [関連資料の抜粋と注釈](#) (JIMA 編集、最初にご確認ください)
- ① [中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置について](#)
- ② [工業会等による証明書について](#)
- ③ [工業会証明書の取得の手引き](#)
- ④ [経営力向上設備の取得時期の考え方等](#)
- ⑤ [中小企業経営強化税制、固定資産税特例に関する Q&A 集](#)
- ⑥ [経営力向上計画策定・活用の手引き](#)
- ⑦ [経営力向上計画に関する Q&A 集](#)

※お問い合わせは下記にお願いします

一般社団法人日本検査機器工業会 事務局

〒101-0051 千代田区神田神保町3-2-5 九段ロイヤルビル 3F

TEL03-3288-5080 FAX03-3288-5081 メールアドレス : info@jima.jp